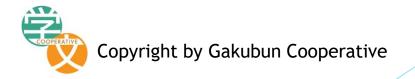
受入実施企業の皆様へ

技能実習生の失踪防止について

~情報の質と量が失踪を防止する~



失踪を出した場合のペナルティーについて

- ●受入企業としての評価が下がります。
- 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があることに該当する場合
- :-50点(120点満点中72点以上が優良評価なので、優良の評価は無理)
- ●行方不明者の多発と認められる旨通知(技能実習(及び研修)の適正な実施を妨げるもの)を受けた監理団体や実習実施機関等は技能実習生の新規受入れが3年間できなくなると同時に、技能実習生や研修生の在留期間更新等の申請も認められなくなります。

多発の判断基準

受入れ総数	失踪人数
5 0 人以上	受入れ総数の5分の1
2 0 人以上	49人以下10人
19人以下	受入れ総数の2分の1

- ●上記のペナルティーもさることながら、とにかく重大な事態となります。
- 一人の生命が、不安視される責任感と動揺

他のスタッフに対する悪影響

受入企業が行うべき事前対策 その1

失踪の多くの原因は、技能実習生がイメージしている労働条件と実際の労働条件が違うということが理由となっています。 (失踪理由の52%)

実習生が勝手にイメージを持つ理由は、

送り出し機関の説明不足、実習生の認識不足、実施機関(受入企業)の情報提供不足があげられます。

1. 真面目な実習生を選ぶ

現地での面接は必須

2. 充分な情報提供

求人票の丁寧な記載

ビデオなど会社や仕事のイメージがつく資料を準備する

日本人と違う文化・風習・法律



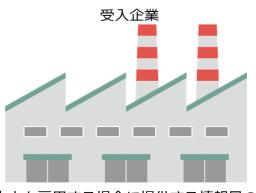
技能実習生に対する情報提供

日本人に対する情報提量

・求人票

・会社のビデオ

説明会など

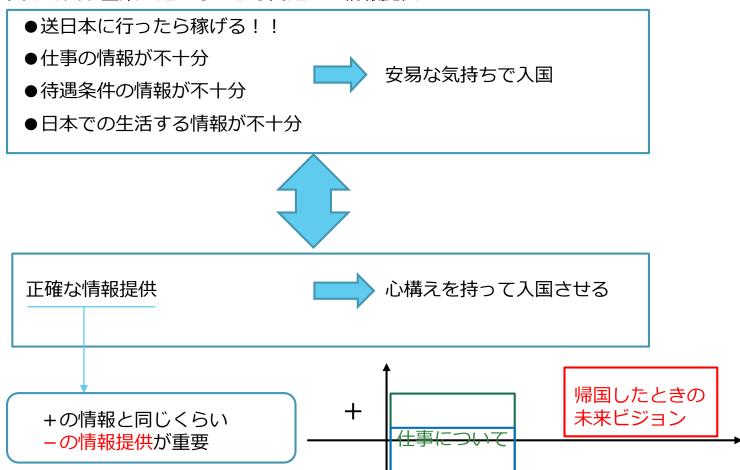


日本人を雇用する場合に提供する情報量の数倍を提供する。
さらに言えば、実習生自身への情報提供も重要ですが、
その家族、特に両親に対しての情報提供と、理解も重要。
家族や親せきから、日本にくるための費用を借金して来る人も少なくありません。
中には、金融機関・消費者金融から、借金して、日本に来る人もいます。
『日本に来たら、めちゃくちゃ稼げる。借金なんかもすぐ返せる!』と過度な期待を本人、あるいは家族が持っている場合もあるかもしれません。

それを正すためにも、的確な情報を本人・さらには、その家族に提供するということは、とても重要です。 この情報提供が不十分な場合、最悪、失踪を招くことにもつながります。

受入企業が行うべき事前対策 その2

失踪を出す企業が起こしがちな間違った情報提供



日本での生活

について

【失踪を起こさない対策方法は、】 何よりも、重要なのは。正確な情報提供です。 正確な情報を伝えるには、 +の情報だけなく、-の情報も伝えることが、 重要です。特に日本での生活については、 環境も変わりますし、ホームシックにかかることも あるでしょう。言葉の通じない状況は、 本当に辛いものがあります。 むしろ、日本では働く、心構えを作るには、 +よりも-の情報を多く伝えることが、 失踪防止には、効果的です。 ただし、-の情報の前に、+の情報や、 将来的な夢やビジョンなど、目標となる ものがないと、-の情報が、単に負の情報 としてしか認識されません。 情報提供の順序としては、①+の情報 ②将来 ③ - の情報 そして、その後に本人の覚悟を 文章として残すということが大事です。

時間軸

受入企業が行うべき事前対策 その3

『失踪は犯罪』であることを。徹底的に認識させる。

教えるタイミング 事前研修(送り出し機関)&集合研修(監理団体)&実習(受入企業)

強制送還されるだけでなく。下記の罰金や禁固されることもある。

入国管理法

第70条

3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

失踪は、犯罪(罰則は、3年以下の懲役と300万円以下の罰金)であることを徹底的に教えることが重要です。

入国する前の事前研修のとき、 入国した直後の集合研修のときに、 失踪が犯罪であること、さらに、失踪した後の 犯罪に巻き込まれる危険性を講義で話します。 受入企業が失踪について話すタイミングは、 就業規則のレクチャーのときに行うことが 自然と思います。

そのためにも、就業規則に失踪の項目を あえて入れることをお勧めします。

失踪が起こった場合一刻も早く、対処する。

●失踪届を提出する際に管理団体がどのように対応したかを簡潔明瞭に書く必要があるため、正確な情報に基づく事実確認が要求されます。

連絡先 監理団体 外国人技能実習機構 警察 入国管理局

提出書類 監理団体が機構に対して、技能実習実施困難届出書(様式第18号)、実施企業が警察に対して捜索願、 入国管理局は、機構から書類が転送されるので、特に不要。

- 1 事故に遭った可能性がないかの観点から情報収集を行ってください。
- 2 行方不明等の発生に関する事実及び原因をできる限り正確に把握してください。
- 3 得られた情報を監理団体、実習実施機関が共有し、協力して対策を検討してください。
- 4 監理団体から、送出し機関に行方不明となっていることを伝え、本人から本国の家族への連絡の有無、本人が立ち寄<mark>る可能性</mark>がある場所等に関する情報提供を依頼してください。
- 5 行方不明となった技能実習生の所在把握に努めてください。
- 6 地方入国管理局に対し、当該技能実習生の行方不明を報告してください(その後、発見できた場合にも報告し、その後の<mark>対応</mark>について指導を受けてください。)。
- 7 犯罪等に巻き込まれた可能性も考慮し、所轄の警察署にも報告してください(その後発見できた場合にも報告してください。)。
- 8 所轄の外国人技能実習機構地方事務所にも報告してください。
- 9 他の技能実習生に対し説明を行い、動揺・連鎖反応の発生防止に努めてください。
- 10 行方不明者の所在を確認したら、行方不明報告書を提出した地方入国管理局へ、速やかに報告してください。発見された技能実習生が帰国したら、地方入国管理局へ途中帰国を報告してください。

実習生は日本の労働者ど同様に企業と雇用契約を結びます。かかる契約は失踪によって当然に解消されるものではありません。そのため、「被用者が2週間(企業によっては1か月)以上欠勤したときは、退職(解雇)したものとみなす」との就労規則を定めておくことが重要といえるでしょう。この就労規則に基づき、実習生が失踪してから2週間(1か月)待ってから退職手続ないし解雇の意思表示をすることになります。

